第四条の九第九項の表第百五十五条の三十六第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第百五十五条の四十四第一項の項及び第百五十五条の四十五の二の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	受けた租税特別措置法
			「租税特別措置法
			所得税の額
第四条の九第九項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法
第四条の九第九項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税の額
第四条の九第九項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法
第四条の九第九項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ及び(2)の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	租税特別措置法
第四条の九第九項の表第百九十二条の二の項及び第二百一条の二第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	所得税の額
第四条の九第九項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第九項の表第二百一条の二第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の九第十項			あるのは、「復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される

に、「同条第三

第四条の九第十四項及び第四条の十第一項	所得税の額	受けた租税特別措置法	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第四条の十第四項	「租税特別措置法	「租税特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第百四十八条第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
第四条の十第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第百四十条の二第一項及び第百四十八条第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の十第五項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法